- I はじめに
- Ⅱ 戦争権限法の概要
- Ⅲ 過去の戦争権限法改正提案
- IV 戦争権限委員会の改革提案
- V 提案の課題

I はじめに

2008年7月に、バージニア大学ミラー公共問題センターに設置された「戦争権限委員会」(National War Powers Commission)から、新たな戦争権限法の改革案が発表された。ブッシュ(George H. W. Bush)政権下で国務長官を務めたベーカー(James A. Baker III)と、クリントン政権下で国務長官を務めたクリストファー(Warren Christopher)の両名を委員長とし、元議員や閣僚経験者、学者など12名の超党派の委員から構成される戦争権限委員会は、2007年2月に設置された。13ヶ月間にわたる調査の成果をまとめたのが、今回の改革提案である。

戦争権限委員会は民間の委員会ではあるが、 国務長官経験者や、連邦議会の下院外務委員長 経験者などの大物政治家がメンバーであること から、その提言には影響力があり、発表直後か ら多数の有力メディアや専門誌で報道、論評さ れてきた。

改革案は、法案の形で提案された。1973年戦争権限法(War Powers Resolution, P.L. 95-148)を廃止し、2009年に始まる新議会で新たな戦争権限法を制定することを求めている。ただし、オバマ新大統領と民主党多数派議会のもとでは、経済対策などの緊急の立法課題が山積している状況で、戦争権限法の改革法案が審議される可能性は、現時点ではあまり高くはないと考えられる。

改革提案の目的についてベーカー委員長は、

「戦争権限をめぐる議論の中心をなしている憲法上の問題点の解決を目指すものではなく、また、大統領と連邦議会のそれぞれが憲法上有する戦争権限についてどちらかに肩入れするものではない。この2つの機関が、現実的にかつ憲法の精神に従って協力し、協議を促すような仕組みを作ることにある。」と述べている。

その主要な内容は、重大な軍事的紛争への米軍派兵前に大統領が諮問しなくてはならない連邦議会の協議委員会を設置すること、1週間以上の米軍の派兵承認のための手続きとして、派兵から30日以内に連邦議会が両院一致決議を可決し、両院一致決議が可決されない場合は、派兵否認の両院共同決議を通過させることなど、現行法の基本的な枠組みから大幅な改革を求める内容となっている。

Ⅱ 戦争権限法の概要

アメリカ連邦憲法上、連邦議会と大統領が、 戦争権限を共有している。連邦議会は、戦争を 宣言すること、軍隊を徴募しこれに財政的措置 (注7) を講ずること、などの権限を有し、大統領は軍 の総指揮官としての権限を有している。

第二次世界大戦を最後として、その後の朝鮮 戦争、ベトナム戦争、アフガニスタン・イラク 戦争などはいずれも、連邦議会の戦争の宣言に よらずに開始されている。

戦争権限法は、ベトナム戦争への反省から、 1973年に、ニクソン大統領の拒否権を覆して制 定された。

同法は、大統領が敵対行為(hostilities)等に 米軍を投入する前に、連邦議会と協議すること を、また投入後も定期的に協議しなくてはなら ないことを定めている。

また、大統領は、戦争宣言がないままに米

軍を敵対行為等に投入した場合48時間以内に、 (注10) 下院議長と上院仮議長に投入が必要な理由等を (注11) 記載した報告書を提出しなくてはならない。

報告書が提出されてから、連邦議会が戦争宣言をしないか、制定法により米軍の投入を授権しないか、投入期間を立法により延長しない場合などは、大統領は60日以内(特に必要がある場合には、90日以内)に米軍の使用を中止しな(注12)くてはならないとしている。

この規定にかかわらず、戦争宣言又は制定 法による授権なしに米軍が敵対行為に従事し ている場合は、連邦議会が撤退の両院一致決議 (concurrent resolution)を可決させた場合、大統 領は米軍を撤退させなくてはならない。

戦争権限法の制定以来、米軍の海外への派兵に対して、連邦議会がどのように関与すべきか、 戦争権限法の合憲性や、有効性等を巡って、論 争が継続してきた。戦争権限法を連邦議会と大 統領の協力関係を推進するものとして評価する 意見がある一方で、憲法の定めた大統領の持つ 戦争権限や海外への派兵の権限を不当に制約するものとの批判もある。

とりわけ、ニクソン大統領が拒否権を行使した際に違憲の可能性を指摘した、2点に議論が集中している。それは、大統領の関与できない両院一致決議の可決のみによる米軍の撤退条項と、連邦議会への報告書提出後60日間経過後に自動的に米軍を撤退させるとしている条項である

ニクソン政権以降の歴代の大統領も、これらの条項については、大統領の米軍の最高司令官としての権限を侵し権力分立の原則を侵すものとして、違憲との立場を取ってきた。

歴代の大統領は2007年までに、戦争権限法に基づいて米軍の派兵について、連邦議会に123本にのぼる報告書を提出してきた。このうち、60日間の撤退期限のカウントが始まる、戦争権限法の規定(50 U.S.C. § 1543 (a)(1))に基

づく報告の事例は、1例があるのみである。また、報告書提出後60日間の期限がきて撤退した事例や、両院一致決議によって撤退した事例はない。

Ⅲ 過去の戦争権限法改正提案

戦争権限法を廃止したり修正する法案は、過去に繰り返し提出されてきた。今回の戦争権限委員会の提案も、これまでの提案と重複する内容を含むものである。以下に、過去の主要な改革案を紹介する。このうち、成立した修正案は、1983年の改正のみで、戦争権限法の基本的枠組みは1973年以来維持されてきた。

1 1983年の戦争権限法改正

1983年に最高裁判所から議会拒否権に関する 違憲判決(「チャダ判決」として知られている) が出された。議会拒否権(legislative veto)とは、 行政府の定める規則や行為に対して、連邦議会 が両院一致決議や単独決議によってこれを無効 としたり、変更させることができた議会の手続 きである。チャダ判決は、これを憲法の定めた 立法手続きである、法案の両院通過と大統領の 署名に従っていないとして、違憲とした。この 違憲判決を受けて、両院の通過だけで成立する 両院一致決議による手続きを含む一連の法律の 見直しが行われ、両院一致決議を大統領の署名 が必要な両院共同決議に置きかえる改正が行われた。

戦争権限法の両院一致決議による米軍の撤退 条項についても、これを両院一致決議ではなく、 大統領の署名を必要とする法律や両院共同決議 に修正する法案が提案された。しかしこの修正 案は通過せず、結局両院一致決議による撤退の 条項を残したまま、米軍の撤退を求める両院共 同決議案又は法案の審議促進手続きの条項が盛 り込まれた。

2 1988年敵対行為法案

1988年2月に共和党ラングレン (Daniel E. Lungren) 下院議員は、戦争権限法を廃止し、新たに敵対行為法又は米軍使用法という名称の法律を制定するとした法案 (H.R.3912) を提出した

大統領が敵対行為に米軍を投入する前に連邦 議会と協議すること、事前の協議ができない差 し迫った状況の場合は投入後48時間以内に協 議するという内容であった。

法案は下院外交委員会に付託されたのみで、 実質的な審査はされなかった。

3 1988年戦争権限法改正法案

1988年5月に、民主党バード(Robert C. Byrd)上院議員らによって提出された1988年戦争権限法改正法案(S.J.Res.323)では、戦争権限法に定められた協議を大統領が行うために、連邦議会に新たな協議機関を設置することを提案した。

協議機関は、下院議長、上院仮議長と、両院の多数党、少数党院内総務の6名で構成され、大統領はこの協議機関と安全保障問題について定期的に協議を行うとした。この6名のうち過半数から要請があった場合は、この6名を中核として、18名から構成される議会内に常設される協議グループとも大統領は協議を行うとされた。

連邦議会による戦争の宣言がなく、法律による授権もなく米軍が敵対行為等に従事した場合には、戦争権限法に基づき大統領が連邦議会に報告書を提出するが、この常設協議グループが、大統領に米軍の撤退を求めるか、又は派遣の継続を授権する両院共同決議案を承認して、両院のいずれかにその両院共同決議案を提出するものとした。

同法案は、戦争権限法で最も論議を呼んでいる両院一致決議による米軍の撤退条項と、60日

以内の撤退期限に関する条項(50 U.S.C. § 1544 (b)、(c))も廃止することを提案した。

両院共同決議に違反して大統領や米軍が予算を支出した場合は、各議員が確認判決や禁止命令による救済を求めて、コロンビア特別区連邦地方裁判所へ提訴できるとした。さらに、米軍の撤退を求める法律や、米軍の派遣の延長を認める連邦議会の授権等に違反した米軍の活動に対して、予算の支出を禁止した。

この法案は、上院外交委員会に付託されたのみで、実質的な審査は一切行われず、廃案となった。

下院にも同内容の法案が、民主党ハミルトン (Lee H. Hamilton) 下院議員によって提出されていたが、上院法案と同様に廃案となった。

4 1993年協議法案

協議機関設置については、上記の1988年の 法案に続き、1993年10月にも再度下院ハミルトン外務委員長により、米軍の海外派兵に関す る大統領と連邦議会の協議を推進する目的で、 常設の協議機関設置を提案する法案 (H.R.3405) が提出された。

協議機関のメンバーは、下院議長と上院多数 党院内総務が、少数党院内総務にも協議の上決 定するとされた。両院の多数党、少数党の指導 部と、外務、軍事、情報、歳出の各委員会の委 員長等を含むものとされた。

この法案も、実質的な審議はなく、廃案となった。

5 1995年戦争権限法改正法案

1995年戦争権限法改正法案 (H.J.Res.95) は、 民主党デファジィオ (Peter A. DeFazio) 下院議 員により、1995年6月に提出された。

この法案では、米軍を緊急に敵対行為に投入 できる場合について、米国への軍事攻撃への反 撃、米国や米軍への攻撃の直接的かつ切迫した 脅威への先制、米国民の保護、を追加した。

大統領が連邦議会と事前に協議しなくてはならない場合を、敵対行為、戦闘装備による海外領土等への投入、国連によって授権された活動への関与、などと具体的に列挙した。

戦争権限法の、両院一致決議による撤退条項 は廃止し、連邦議会が特定の法律等で授権しな い場合は、60日を超えて米軍を戦地に派遣する ための費用の支出を禁止するとした。

紛争地域への派兵を承認する両院共同決議案を、通常の法案審議より迅速な手続きで通過させる手続きについても規定した。大統領がこの決議に違反して、米軍の派兵を行った場合、各議員は、コロンビア特別区連邦地方裁判所へ提訴し、確認判決や禁止命令による救済を求められるとした。裁判所が、大統領がこの決議に違反していると判断した場合には、撤兵を求める決定を下すことができるとした。

この法案も、下院国際関係委員会等に付託されたのみで、実質的な審査は行われず廃案となった。

また、1995年には、外交関係政府機関の再編成に関する法案 (H.R.1561) の修正案として、戦争権限法の大統領による連邦議会への協議と報告を除いて、主要な規定の大半を廃止する修正案が提出された。提出者は共和党ハイド (Henry Hyde) 下院議員であった。

この修正案については、下院本会議で討論が 行われたが、否決された。この提案が大統領の 権限を強化する可能性があるため、民主党クリ ントン大統領の権限を強化することを、共和党 議員が嫌って造反したことが原因であった。

なお、1998年7月にも、民主党バイデン(Joseph R. Biden)上院議員により、戦争権限法を廃止し、新たな大統領と連邦議会の協議の仕組み等を定める米軍使用法案(S.2387)が提出されたが、実質的な審査は行われずに廃案となった。

Ⅳ 戦争権限委員会の改革提案

戦争権限委員会の報告書は、憲法上の戦争権限に関する大統領と連邦議会の関係の歴史的経緯と戦争権限法に関するこれまでの経緯を概観し、その問題点を分析した上で、新たな戦争権限法案を提案している。

1 戦争権限法の問題点

戦争権限委員会報告書では、戦争権限法の問 (注22) 題点として、以下の点を列挙している。

- ・実際に行使されることが少なく、その手続き が非現実的かつ非効率的で、制定者の意図し たようには機能していない。
- 大統領と連邦議会の間の協議を定めていながら、議員の中で誰と協議するのかなど、その具体的な要件や仕組みが定められていない。実際には、大統領は連邦議会に協議することなく、紛争地域に派兵を繰り返している。
- ・派兵に対して連邦議会がこれを認めない場合に、否認の決議等の手続きが定められておらず、大統領が戦争権限法の規定に基づいて報告書を提出してから、連邦議会が何もせずに60日間経過した場合、大統領は撤兵しなくてはならなくなり、不合理である。
- ・大統領の戦争権限を、戦争権限法の規定(50 U.S.C. § 1541(c))は、戦争宣言、制定法による特別の授権、アメリカ合衆国、その準州や属領、米軍への攻撃によって生じる国家緊急事態、の3つの場合に限定しており、その範囲があまりにも狭く限定されすぎている。現実には、大統領はこれ以外の場合でも派兵している。
- ・ 両院一致決議による米軍の撤退条項が、チャ (注23) ダ判決に示されたように違憲である。
- ・戦争権限法の60日間の撤退期限のカウント を開始する報告(50 U.S.C. § 1543 (a)(1)に 基づいて提出された報告)は、実際に提出さ れた事例が過去にフォード政権下での1例し

かなく、機能していない。またこのフォード 政権の事例においても、連邦議会に報告書が 提出された時点では、既に敵対行為は終了し ていた。

- 大統領の政策遂行の柔軟性を奪う。
- ・連邦議会は、戦争権限法に頼らなくとも、憲 法上連邦議会に付与されている立法や、財政 の権限 (power of purse) から、十分に大統領 をコントロールできる。

2 戦争権限協議法案

報告書の改革案は、2009年戦争権限協議法案 (War Powers Consultation Act of 2009) として提 案された。以下に条文ごとに概要を紹介する。

第1条 略称

1973年戦争権限法は廃止し、新たな法律の略 称は、2009年戦争権限協議法とする。

第2条 目的

この法律の目的は、アメリカ合衆国が重大 な軍事的な紛争に関与するか否かを決定する 際に、大統領と連邦議会が建設的かつ実際的に 決定する方法を明確にすることである。憲法に 定められた大統領と連邦議会の戦争権限につい て、その定義を明確にしたり、権限を制限した り、あるいは拡大するものではない。

第3条 定義

- 3(A) この法律において重大な軍事的紛争 (significant armed conflict) とは、
 - (1) 連邦議会により明白に授権された紛争、 又は
 - (2) 米軍による戦闘行為で1週間以上戦闘 行為が続くもの、又は大統領が1週間以 上続くと予想するものをいう。
- 3(B) 重大な軍事的紛争には、大統領による、 次の目的の米軍の派兵(commitment)は含ま 4(A) 大統領は、外交安全保障に関する重要

れない。

- (1) アメリカ合衆国の国土、その領域、大 使館、領事館、在外米軍に対する、大統 領によって取られる反撃、又は切迫した 攻撃を防ぐ行為
- (2) テロリストやテロ支援国家への報復の 限定的活動
- (3) 自然災害の際の人道支援活動
- (4) 海外での犯罪を防ぐための捜査又は行 為
- (5) 秘密活動
- (6) 訓練
- (7) 海外のアメリカ市民、軍人、外交官を 保護又は救出する活動
- 3(C) 両院合同協議委員会は、以下の者で構 成される。
 - (1) 下院議長及び上院多数党院内総務
 - (2) 下院と上院の少数党院内総務
 - (3) 下院の次に掲げる委員会の委員長と少 数党筆頭委員
 - (a) 外交委員会
 - (b) 軍事委員会
 - (c) 情報特別委員会
 - (d) 歳出委員会
 - (4) 上院の次に掲げる委員会の委員長と少 数党筆頭委員
 - (a) 外交委員会
 - (b) 軍事委員会
 - (c) 情報特別委員会
 - (d) 歳出委員会
- 3(D) 両院合同協議委員会の委員長と副委員 長は、下院議長と上院多数党院内総務が1年 ごとに交代で務め、下院議長は奇数年に委員 長を、上院多数党院内総務は偶数年に委員長 を務める。

第4条 協議と報告

な問題について、両院合同協議委員会と定期 的に協議する。

- 4(B) 重大な軍事的紛争への米軍の派兵の前に、大統領は、両院合同協議委員会と協議するものとする。協議とは、単に通知するだけではなく、重大な軍事的紛争に関与すべきか否かについて、大統領が時宜を得て意見の交換をする機会を与えることをいう。
- 4(C) 機密保持の必要性や緊急性から、事前 に両院合同協議委員会と協議できない場合 は、重大な軍事的紛争開始から3日以内に、 大統領は両院合同協議委員会と協議しなくて はならない。
- 4(D) 重大な軍事的紛争を命じ、又は承認する前に、大統領は両院合同協議委員会に、機密扱いの文書による報告を提出しなくてはならない。その報告書には、重大な軍事的紛争の背景や状況、目的、継続期間の見通し、を記載する。
- 4(E) 事前に報告書を提出できない場合は、 紛争開始後3日以内に提出しなくてはならない。
- 4(F) 重大な軍事的紛争の期間中、大統領は 両院合同協議委員会と、少なくとも2か月に 1回は協議するものとする。
- 4(G) 毎年4月の第1月曜日に、大統領は、過去1年間にアメリカ合衆国が関与したすべての重大な軍事的紛争等に関する、機密扱いの報告書を両院合同協議委員会に提出しなくてはならない。
- 4(H) 両院合同協議委員会には、その職務を助けるために、超党派の常勤の専門スタッフを置くものとする。両院合同協議委員会の委員及びこのスタッフには、関連する国家安全保障や情報活動に関する情報が提供されなくてはならない。

第5条 議会の承認、非承認

- 5(A) 米軍の重大な軍事的紛争への関与について、連邦議会が公式の戦争の宣言、又はその他の方法で明白に授権しない場合、米軍の関与から30日以内に、両院合同協議委員会の委員長及び副委員長は、連邦議会の承認を求める同文の両院一致決議案を上院と下院に提出するものとする。
- 5(B) このような両院一致決議案は両院の外交委員会に付託され、付託後7日以内に両院に報告されなくてはならない。両院の本会議では、通常の法案とは異なり、優先的な議題として迅速に審議され、5日以内に投票に付されなければならない。
- 5(C) もしも承認の両院一致決議案が否決された場合は、両院の議員は、重大な軍事的紛争を認めない両院共同決議案を提出することができる。この両院共同決議案も優先的な議題として、5日以内に投票に付されなければならない。
- 5(D) この条の規定は、議員が重大な軍事的 紛争に関して承認、否認、拡大、縮小、終了 を求める法案を提出する権限を変更するもの ではない。

第6条 条約

この法律は、アメリカ合衆国のいかなる条約 上の義務にも影響されない。

第7条 可分性

この法律のいずれかの条項が無効となって も、他の条項は影響を受けない。

V 提案の課題

2009年戦争権限協議法案は、大統領と連邦 議会の協議のための具体的な委員会の設置に重 点を置いている。両院合同協議委員会は、1988 年と1993年の法案でも提案されたが、今回は 参加する委員の数が合計で20名と、以前の提案よりも多くなっている(第3条参照)。

また、現行の戦争権限法には、「敵対行為」 (hostilities) に関する定義は置かれていないが、この定義規定を置くことにより、紛争の定義が 明確にされた。戦争権限法の問題点として、これまで条文の文言の曖昧さが指摘されてきたが、具体的な定義規定を付加して、この点の解決を図っている(第3条参照)。

他方で、既にいくつかの課題も指摘されている。

この改革提案については、全体としてあまりにも大統領や行政府の権限を強化する方向の改革となっているとの批判が、2名の元議員から(注24)上がっている。

戦争権限委員会の報告書は、戦争権限法を 巡る憲法問題については踏み込んでいないため に、戦争権限法について指摘されている論点を 解決するものにはなっていない点も、全体的課 題として指摘されている。

大統領が両院合同協議委員会との協議のみで派兵することが可能になれば、連邦議会としての戦争に関する権限を弱めるものである点が、最大の問題点であるとの指摘もある。緊急の場合等は事後の協議としている点も、協議が行われるまでは大統領のみの判断で派兵ができる点が問題である、とされている。

また、特に両院一致決議による承認の手続きが残っている点を問題とする意見もある。イラク戦争の際の武力行使容認決議のように、大統領の署名を必要とする両院共同決議であれば、連邦議会は武力行使に関して大統領に決議承認の見返りとして、決議に連邦議会の望む各種の条件を盛り込むことも可能であるが、大統領の関与しない両院一致決議では、このようなことはできなくなるためである。連邦議会が両院一致決議にいかに派兵の条件を盛り込んでも、法的効力のない両院一致決議は大統領を拘束しな

(注27) いからである。

両院合同協議委員会の審議は、非公開の会議となることが予想されるため、現在の複数の常任委員会で公聴会が開催される仕組みより、公開性が後退し、密室の中で少数の関係者との協議に委ねられることへの批判もある。

連邦議会の常任委員会等で審査することと、 少数の議員から構成される両院合同協議委員会 で協議することの意味は、全く異なっている。 憲法の定める連邦議会の権限を後退させること にもつながりかねないのである。行政府にとっ ては、準備に膨大な時間と労力を要する議会証 言の負担を大幅に軽減できる可能性があり、こ の意味からも行政府にとっては歓迎すべき提案 といえよう。

改革提案は、紛争開始前に大統領と連邦議会が実質的な協議を行うことの重要性を最も重視している。しかし、この協議の仕組みが実質的に機能し、大統領と連邦議会の建設的かつ協調的な関係に寄与するものとなるのかについては、必ずしも定かではないだろう。協議過程には時間がかかり、これまでも連邦議会が迅速に対応できなかったことへの批判があった。少数の協議委員との協議過程を重視することが果たして戦争権限をめぐる大統領と連邦議会の関係に関する問題の現実的な解決策となりうるのかなど、この法案はこれまで多くの議論が積み重ねられてきた戦争権限法の課題をすべて解決するものではないことは明らかであり、今後の更なる議論の余地を残している。

参考文献

- James Baker II and Warren Christopher, "Put War Powers Back Where They Belong," New York Times, July 8, 2008.
- Kaeen DeYoung, "Ex-Secretaries Suggest New War Powers Policy: Commission Criticizes 1973 Resolution," Washington Post, July 9, 2008.

- Louis Fisher, Presidential War Power, 2nd ed.,
 Lawrence: University Press of Kansas, 2004.
- Louis Fisher, "When the Shooting Starts: Not even an elite commission can take away Congress' exclusive power to authorize war, "Legal Times, July 28, 2008, pp.44-45.
- Richard F. Grimmett, "Congressional Use of Funding Cutoffs Since 1970 Involving U.S. Military Forces and Overseas Deployments," CRS Report for Congress, RS20775, January 16, 2007.
 - http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/RS20775.pdf
- Dahlia Lithwick, "Wrestling Over War Powers," News Week, July 21, 2008.
 - < http://www.newsweek.com/id/145866>
- ・ 川西晶大「アメリカ合衆国の戦争権限法」『レファレンス』 592 号, 2000.5, pp.108-115.
- ・ 宮脇岑生『現代アメリカの外交と政軍関係 大統領 と連邦議会の戦争権限の理論と現実』流通経済大学 出版会, 2004.

注

- * インターネット情報はすべて2008年11月28日現在 である。
- National War Powers Commission Report, Miller Center of Public Affairs, University of Virginia, July, 2008.
 - <http://millercenter.org/dev/ci/system/application/vie
 ws/_newwebsite/policy/commissions/warpowers/report.
 pdf>
- (2) 委員長以外の委員は、Slade Gorton元上院議員, Lee H. Hamilton元下院議員, Carla A. Hills元米国通 商代表, John O. Marsh Jr.元陸軍長官, Edwin Meese 皿元司法長官, Abner J. Mikva元コロンビア特別区巡 回控訴審首席判事, J. Paul Reason元大西洋艦隊司 令官, Brent Scowcroft元国家安全保障担当大統領補 佐官, Anne-Marie Slaughterプリンストン大学教授, Strobe Talbottブルッキングス研究所所長である。
- (3) "National War Powers Commission Recommends War

- Powers Consultation Act of 2009, "Miller Center of Public Affairs, University of Virginia, July, 8, 2008. http://millercenter.org/dev/ci/system/application/views/_newwebsite/mediaguide/pressreleases/
- (4) 両院一致決議 (concurrent resolution) とは、両院の 通過のみで成立し、大統領の署名を必要としない決 議である。成立しても法律としての効力は持たない が、連邦議会両院の一致した意思の表明としての意 味を持つ。
- (5) 両院共同決議(joint resolution)とは、両院の通過と大統領の署名によって成立する決議で、成立すれば法律としての効力を持つ。
- (6) アメリカ連邦憲法第1条8節11号.
- (7) アメリカ連邦憲法第1条8節12号.
- (8) アメリカ連邦憲法第2条2節1号.
- (9) 50 U.S.C. § 1542.
- (10) アメリカ連邦憲法上は副大統領が上院の議長と定められているが、実際には議事運営を行わないため、 実質的な議長役を務める仮議長が置かれている。
- (11) 50 U.S.C. § 1543.
- (12) 50 U.S.C. § 1544 (b).
- (13) 50 U.S.C. § 1544 (c).
- (14) 詳細については、Louis Fisher, Constitutional Conflicts between Congress and the President, 5th ed., revised, Lawrence: University of Kansas Press, 2007, pp.249-286; Richard F. Grimmett, "The War Powers Resolution: After Thirty-Four Years," CRS Report For Congress, RL32267, Updated March 10, 2008 http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/RL32267.pdf を参照。
- (15) Grimmett, *ibid.*, p.7.
- (16) Grimmett, *ibid*., pp.56-78.
- (17) 1975年のフォード政権下でカンボジア軍により米 国商船が拿捕された事例があるが、連邦議会に報告 書が提出された時点では既に米軍の活動は終了して いた。
- (18) 過去の改革提案の詳細については、Grimmett, op. cit., pp.51-55; National War Powers Commission

188 外国の立法 239 (2009.3)

Report: Appendix One An Overview of Proposals to reform the War Powers Resolution of 1973, Miller Center of Public Affairs, University of Virginia, July 2008 http://millercenter.org/dev/ci/system/ application/views/_newwebsite/policy/commissions/ warpowers/appone.pdf>参照。

- (19) INS v. Chadha, 462 U.S. 919 (1983).
- (20) 50 U.S.C. § 1546a.
- (21) メンバーは、前記の6名に加えて、両院の外務、 軍事、情報特別委員長と少数党筆頭委員である。
- (22) op. cit., (1), pp.21-26.
- (23) op. cit., (19).

- (24) "Report Urges Overhaul of the War Powers Law," New York Times, July 9, 2008.
- (25) Louis Fisher, "The Baker-Christopher War Powers Commission," Presidential Studies Quarterly, Vol. 39, No. 1, March 2009, p139.
- (26) Louis Fisher氏への筆者の2008年8月14日のイン タビューによる。
- (27) Don Wolfensberger, "War Powers Proposal Gives the President Even More Authority," Roll Call, July 14, 2008, p. 8.
- (28) *ibid*.

(ひろせ じゅんこ・海外立法情報調査室)